

## 第10回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成20年2月28日(木) 午後4時～午後5時15分

2 場 所 大阪キャッスルホテル 6階「鴛鴦の間」

### 3 出席者

#### ○ 委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼迫 明夫 (弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授 (憲法・環境法))

委 員 坂口 勝治 (大阪南部たばこ商業共同組合 理事長)

〃 西岡 義治 (大阪市PTA協議会 会長)

〃 西田 賢治 (大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

〃 森田 昭信 (大阪市地域振興会 会長)

#### ○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

### 4 会議録

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから、第10回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず本日の出席状況でございますが、現在のところ欠席のご連絡をいただいておりますのは、花嶋委員でございます。本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は6名のご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立してまいりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の議案についてお話をおうかがいするため、心斎橋筋商店街振興組合から伊達理事長

と平松事務局長をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

(心齋橋筋商店街振興組合理事長・事務局長の紹介)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

また、本日は、大阪市路上喫煙防止指導員にも、巡回指導の現場の感想などを聞く予定をしております。

本日の傍聴者は1名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、合わせてご報告いたします。

お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

皆様、大変ご苦勞さまでございます。ただいまから委員会の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと存じます。どうかよろしく願い申し上げます。

本日は、世界日報社さんが撮影の許可を求めておられますので、許可をしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

最初に、私からご報告でございますが、第9回の委員会でまとめました、いわゆる重点啓発推進地区に関する答申でございますが、昨年12月11日、ちょうど關市長の最後の日に当たりましたが、關市長宛に答申書を提出させていただきました。關市長も、本委員会の成果に対しては大変お喜びになって、どうか皆様方の労をねぎらっていただきたいということでございましたので、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題、「(仮称)重点啓発推進地区」の実験的

取り組みについて。「たばこのマナー向上エリア心齋橋筋商店街」としてお取り組みいただいております心齋橋筋商店街振興組合様から、取り組みに至るまでの経過などについてお話をうかがいたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、よろしく願い申し上げます。

(伊達心齋橋筋商店街振興組合理事長)

先ほどご紹介いただきました心齋橋筋商店街理事長の伊達でございます。この路上喫煙禁止ということは、去年、そういう取り組みをされているということで、どこから始められるのかなというのが我々商店街の考え方でありまして、お聞きしたら御堂筋を中心にやられるということで、それはちょっとおかしいんじゃないかと我々としては思っておりました。

というのは、御堂筋は、割と中高年の方、それと男の方が多い。我々商店街は、ファミリー、子どもさん連れの方が多い。今、どこの商店街も環境が悪化しておりまして、キャッチセールス等が出ております。そのキャッチセールスが、心齋橋筋商店街をたばこを吸いながら歩き回っている。子どもさんが歩いておられるのもわからずに、知り合い同士しゃべりながらたばこを持って歩いている。

そういうところを見ると、御堂筋よりまず商店街を中心に推進地区にしてほしいということ、何度も關市長さんにお会いさせていただいて上申をしていたのですが、「考えておく」ということで、御堂筋を中心にそういう地区がなされたんです。我々は、それはどうしても納得いかない。

心齋橋で何かあったら、やっぱり心齋橋筋商店街の我々の責任。別にそこまではということなんです、我々としては、心齋橋筋商店街で起こったことは我々で責任を持たなければいけないということで、「マナー向上エリア」ということでやっていただいて、ゆくゆくは条例をつくっていただきたいということで働きかけをしておりまして、今回こういう「たばこのマナー向上エリア」ということで、心齋橋筋商店街の取り組みになったわけです。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

今、伊達理事長から説明があったように、我々の商店街は、まずお客さんにとって何が大事なのかという時に、いい環境で、安全なまちの中で買い物や食事を楽しんでもらいたいという思いがありました。そのためには、警察が何もやってくれへんとか、行政が何もやってくれへんというのではなくて、いかに安全なまちをつくっていくのかということをお我々から提案させていただいて、

行政さんや警察さんにもバックアップしていただいて、お客さんを快適な環境の安全なまちにお迎えをする。

その取り組みの主体は、やっぱり我々ではないか。我々が中心になって動いていって、お客さんが、心齋橋の商店街はさすがお客さんのためにいろんな取り組みをしてくれてるなど。安全なまちづくりとか、来て非常に楽しいとか、大阪の人だけではなくて海外からのお客さんもどんどん増えてきていますので、そういうお客さんからも、心齋橋の商店街は、ごみも落ちてない、たばこの吸殻もない、非常に安全だと。それ以外に、例えば街内放送なんかで英語、中国語、韓国語の放送も流れている。そういうことをお客さんに理解していただきたい。

我々は、もっとまちがよくなっていくために、今は環境整備、安全なまちですけども、もっと魅力的なまちになっていく取り組みをこれから続けていかなければならないなと思っていますし、今回の啓発地区については、こういう取り組みの第一歩と考えています。これも根気強く、1回だけではなくて、毎週この取り組みは、商店街でもやっておりますので、これをどんどん続けていって、本当にお客さんに支持される商店街にしていきたいなと思っております。

(事業部業務企画担当課長)

補足的にお手元の資料のご説明をさせていただきます。現在、「たばこのマナー向上エリア心齋橋筋商店街」として、どのような取り組みをしておられるか、していかれるご予定かということです。

(「第10回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

私から簡単に説明申し上げましたが、クリーンキャンペーンとかマークの解説を心齋橋筋商店街振興組合さんからしていただけますか。

(心齋橋筋商店街振興組合事務局長)

クリーンキャンペーンというのは、7年ぐらい前からやっております。週1回、月曜日の夕方5時から、商店街の理事長、理事、それから防災環境整備委員といいましてまちの安全を守る委員会のメンバー、大体25名ぐらいが、商店街の北から南の宗右衛門町まで、お掃除をしながら、あるいはお客さんに呼びかけながら。呼びかけというのは、「キャッチセールスに注意してくださいよ」とか、「たばこのポイ捨てはやめてください」とか、自転車の乗り入れは禁止ですので、自転車に

乗ったままの人に対しては、「お客さんに危ないですから、自転車を下りて押してください」とか。

あるいは、商店街の各店舗に対しては、「はみ出し陳列をやめてください」とか。道幅が6メートルしかない商店街で、その中に一日5万人以上のお客さんが来街されますので、ちょっとでもはみ出し陳列を許しておくで、「あそこもやってるやんか」ということでほかのところもやりかねないので、7年間ずっと続けてやった結果、ほとんど99%はみ出し陳列はありません。それが当たり前になっている。これも積み重ねていかないと、1回、2回やって、また1カ月後ぐらいになったら、そういうものがまた出てくる。

キャッチセールスの追放も週に1回確実にやって、これも4年間ずっと続けています。初めは週2回、1年間で100回ぐらいやりました。一番多かった時は、延べ人数350人ぐらいのキャッチセールスがおりました。今は1割以下に減っています。これもやめてしまうと、また出てきます。これも、商店街の店舗から出てくるのではなくて、商店街の東側、西側の飲食店とかホストクラブとか、商店街は結構若い女性が多いので、そういうところから勧誘に来るんですね。そういう人たちに、「商店街のお客さんが嫌がってますから、お客さんに安心して買い物をしていただくために、そういった行為はやめてください」というお願いをずっと今までやってきております。

これについては、2年ぐらい前からはもっと規模が大きくなって、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会が発足して、まちの安全の取り組みもミナミ全体で進めていこうという取り組みになってきました。ミナミは、危ないまち、怖いまちではなくて、ミナミは楽しいまちですよ、いいまちですよということをお客さんに知っていただくために、我々が先頭に立ってやっていかないといかん取り組みだなと考えていますし、今後も我慢強く続けていくつもりにしております。

もう一つ、ロゴマーク関係ですけれども、これは心齋橋の「心」が頭と顔になっています。そして、心齋橋のロゴマークが下についている。昔から心齋橋の文字をモチーフにして人の顔にして、こういうデザインにしています。心齋橋のロゴマークも、4年前に商店街のブランドイメージを上げていくためにきっちりしたロゴマークをつくって、我々の名刺とか商店街の入口のサインとか商店街の旗とか、いろんな部分でこういったものをお客さんにアピールして、情報発信をしています。

まだまだ発展途上ですけれども、心齋橋の商店街も、370年の歴史があるといつて歴史にあぐらをかいていたら、どんどんイメージが悪くなってきた。バブル崩壊以後、いろんなナショナルチェーンとか菓のディスカウンターとか携帯電話のお店とかがどんどん進出してきたために、心齋橋らしさがなくなってきている。どこの商店街も変わらないじゃないか、それでは心齋橋は生き残っていかれへんやろうと。何が心齋橋かといった時に、歴史の重みもあり、大阪商人としてのマナー、

お客さんを大事にする姿勢、それだけではなくて将来に向けて新しいものにもチャレンジしていく姿勢、今後はエコへの取り組みとか、そういったものについてもどんどん強力にやっていく。外国から来られたお客さんもお迎えをする。そういう取り組みをこれからも続けていこうと思っております。

クリーンキャンペーン、商店街のロゴの話からこれからの取り組みについて、説明させていただきました。

(鬼追委員長)

委員の皆様から、何かご質問がございましたら、せっかくの機会ですので。

(松本委員長代理)

大変貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。私たちも参考にさせていただきたいと思います。感想を兼ねて若干意見を申し上げたいと思います。

先ほど、御堂筋を中心として禁止地区が設定されて、心齋橋筋はそうではなかったというお話がございましたけれども、その点について若干弁明と申しますか、私が考えているところをお話しさせていただきたいと思います。

まず、この路上喫煙禁止制度は、もともとたばこのマナー向上のために設けられた制度でございまして、路上喫煙禁止地区の指定も、まさにマナー向上のために行われたものでございます。ただ、たばこのマナーを向上させるためには、どうしても市民意識の向上が必要でありまして、大阪市が上から一方的に命令をしたからといって、いきなりマナーがよくなるわけではないということは、多くの方々にご理解いただいているところだろうと思います。

そういう点から見ました場合、御堂筋はやはり大阪市のシンボルでございますので、ここを路上喫煙禁止地区に指定することは、大阪市全体の市民意識を向上させる点において、シンボリックな意味で効果的だろうという考え方がございまして、そういう視点から、御堂筋を第一に路上喫煙禁止地区に指定しようということになったわけでございます。決して心齋橋筋より御堂筋のほうがマナー向上の必要性が高いということではございません。

もう一つ、今のお話を聞きながら思ったのですが、心齋橋筋だけではないんですが、心齋橋筋のような商店街はとりわけ、地域の主体的な取り組みが必要なのではないかと感じました。市民意識を向上させるためには、市民自身が自覚することが必要でありまして、そのためには大阪市の積極

的な取り組みも必要ですけれども、第一次的には地域の主体的取り組みが必要なのではないかと思います。主体的取り組みがあっただけで、市民意識が向上するのではないのでしょうか。先ほど、クリーンキャンペーンに7年間一生懸命取り組まれて、その結果として大きな成果を上げられたというお話がありましたが、やはりこれは心齋橋筋が主体的に積極的に取り組まれた結果であって、そういう主体的な取り組みがあったからこそ、市民意識が向上したということなのではないのでしょうか。

そうだといたしますと、路上喫煙禁止地区のような仕組みがあるといいたしましても、それをこれからほかに拡大できるかどうかまた考えないといけないのですが、それとは別に、あるいはそれと並んで、心齋橋筋で行われたような「たばこのマナー向上エリア」といった仕組みが今後にも必要になるのではないかなと思いました。まさに心齋橋筋で行われた取り組みが一つの成功例として、ほかの地域にも波及していくことになれば、ほかの地域へのプラスの波及効果と見ることもできますので、私たち委員会にとっても、あるいは大阪市全体にとって、非常に良い経験になるのではないかと考えた次第です。

(西田委員)

心齋橋筋商店街振興組合さんのお取り組みを聞かせていただきまして、大変感銘を受けました。私、大阪商工会議所に属しております。理事長様からご説明がございましたけれども、心齋橋筋商店街も含めまして、ミナミの歓楽街の環境浄化という大変重要な問題にも積極的に取り組んでいただいております。

地元での取り組みは当然のことですが、私ども、いろいろな活動をやっておりますが、地元の皆様方だけでは、なかなか大変な部分があるだろうなと思います。いろんなところがかかわってまいりますので、地元の取り組みだけで対策を講じていただくというのは、あまりにも負担が大きいのかなと思いました。これは、やはり行政等々と一体となって取り組んでいかないと、とてもとても長続きはしないと考えております。

そういう観点から、このお取り組みも大変だと思いますが、心齋橋筋商店街様として現在取り組んでおられる中で、今後、こういった行政的な支援があればもっと助かるのになとか、非常にこういった面で困っておるんだということがございましたら、ぜひお教えいただきたいと思います。

(鬼追委員長)

何かそれに対してお話はございませんか。

(心齋橋筋商店街振興組合理事長)

心齋橋筋商店街だけではなくて、ミナミの商店街全体でいろんなことをやっておるのですけれども、初めに取り組んだのがキャッチセールスの追放キャンペーンということで、先ほど事務局長が言いましたように、理事さんとか皆でやり始めました。やっぱり自分のまちは自分らで守らないかんというのが皆さんの考え方、私の考え方なんですけれども、これを実践いたしまして、2年前に条例化になりました。その条例が11月に施行されまして、12月にはキャッチセールスがゼロになりました。しかし、それから2、3カ月して、また出てきまして、今でも二、三十名は心齋橋筋商店街を歩いています。

キャッチセールスもいろんな業種があるんですけども、キャバクラの勧誘とかホストが店へ連れていくということで出てきています。

その取り組みがほぼ終わりにして、次は商店街として何に取り組まなければならないかと言えば、まず出看板といいますか、看板が出ている。そして商品も前へ出しているということで、お客様に安全に歩いていただくことができないということと、道幅が狭いので、何とかきれいな商店街にしたいということで取り組みました。心齋橋筋商店街は、早くも達成いたしましたのですが、宗右衛門町とか道頓堀はなかなかそろいませんでしたが、皆さん、大変取り組みを重要視されまして、やっと今になって各商店街、それがなくなってきました。

たばこのマナー向上もあるのですが、我々が一番悩んでいるのは不法駐輪でございます。難波・ミナミ地区は、大変自転車がが多いということで、自転車の協議会をつくって、私その協議会の部会長をやっています。道頓堀でその取り組みを3日間やりました。朝の9時から晩の9時まで、各商店街から一日50名ずつ出てきていただきまして、3日間、道頓堀を中心にやりまして、その時はゼロだったんですけど、2、3日たったら、またもとに戻ります。

そういうことで、たばこにしても、不法駐輪にしても、出看板にしても、何に限らず、ちょっとマナーが悪いのではないかと。まず皆さんに、自転車に乗る時はどういうマナーを守ってくださいよということを教えないといかんのじゃないかなと。たばこについても、我々がマナー向上ということで皆さんに訴え続けてやっついていかないといかんと違うかなということで、我々は、何とか今度不法駐輪をなくそうということでやっております。

大阪市の中央区役所も不法駐輪の協議会をつくられてまして、区長が今、協議会の会長になっておられますが、いろんな形でミナミは不法駐輪に対して取り組みをやっておりまして、今後、我々も一生懸命やりますが、大阪市の方も一緒に取り組んでいただきたいと思います。以上でございます。

(鬼追委員長)

ほかの委員の方も、後からでも結構でございますので、おっしゃっていただきたいと思います。

第9回のこの委員会の答申書で、この重点啓発推進地区につきましては、民間、あるいは地域社会、商店街などの主体性を尊重しながら、行政ができる範囲で効果的な協働関係を築いていくということを私どもも期待いたしておりますので、もしお時間がございましたら、答申書などもお読みいただきまして、委員会の実のあるところをひとつ実践していただければ大変ありがたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、時間もございますので、事務局から西梅田の状況について。本来、今日ここへご出席いただける予定だったのですが、どうしても日程上都合が合わないということでございますので、事務局から実験地区の一つであります西梅田の状況につきまして、ご報告をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第10回路上喫煙対策委員会資料」説明)

心齋橋筋商店街さんとちょっと似ておりますが、条例ができて、路上喫煙禁止地区に指定されないかというようなご相談があって、それが縁で、この委員会の審議状況などもご説明、ご報告させていただいてきた関係がございました。その中で「たばこマナー向上エリア」の審議状況を聞かれて、そういうことならば、心齋橋筋商店街さんと同様に、ぜひ今年度の実験としてこの2月から取り組みたいということで、まとめ役のサンケイビルの方が考えられましたが、残念ながらこの2月には間に合いませんでした。全体として足並みがそろわないということで、合意形成にまで至らなかったということです。

これは実験の意味合いでございますので、この段階で合意形成に至らないところも、一つの事例

として、これからほかの地域で検討していただく参考になるということで、サンケイビルさんにご了解をいただきまして、この委員会で発表させていただけることになりました。先ほど委員長からお話がありましたように、時間さえ許せば、直接ここに出席してご発表というお話もございましたが、残念ながらスケジュールの関係でそうは至りませんでした。

この間の詳しい経過は、秋元がずっとサンケイビルさんとお話しさせていただいておりまして、説明をいたします。

#### (事務局)

事務局の秋元です。昨年の初めぐらいにサンケイビルさんにお声をかけていただきまして、ぜひとも禁止地区に指定してほしい、指定していただくためにはどうしたらいいのかというご相談をしてこられた。ただ、ご存じのとおり禁止地区指定は、路上喫煙対策委員会の審議に基づく答申に拠るので、禁止地区に指定することを前提にお話することはできないので、「これから重点的な啓発を推進していく地域をどういう考え方に基づいてやっていくかということも審議していきますので、その審議経過も報告しながら、相談していきましょう」ということで、サンケイビルさんとお話をしてまいりました。

直接地域の方々とお話させていただいたのは、12月11日に答申をいただいた直後です。西梅田協議会さんの幹事会におじゃまさせていただきまして、重点啓発推進地区の考え方とその実験的取り組みについてご説明させていただきました。

後ほど聞いたお話では、そこでは、サンケイビルさんも事前に何度も話を聞いていたけれども、その時の説明を受けて改めて取り組みについての理解が進んだ状態だったということで、初めてこの取り組みについて聞かれる方々については、取り組みの趣旨はなかなかご理解いただけなかったと聞いております。

その時点では、「今後、内部でこの取り組みについて話し合いを行いまして、実験的取り組みに参加することについて、これまでどおりのスタンスでやっていきたい。地域での理解の共有を図っていきたい」ということでございました。

その後、年末ごろに、全体の共有化についてはかなり時間がかかるということをおっしゃっておられました。まず、取り組みへの理解と温度差がかなりある。新しい地域ということもありまして、心齋橋筋商店街さんのようにマナーやモラルの向上の活動実績もない。そういった取り組みをしたことがないということで、具体的に何をしていたらいいのか、どんな考え方で整理していっ

たらしいのかというところから詰めていかなければならない。については、大阪市には、具体的な取り組みのメニュー出しをしてほしいとのこと。また、取り組みのスケジュールについても相談してまいりました。

サンケイビルさんには、内部で大変ご努力をいたしまして、12月末から1月末にかけて、サンケイビルさんが中心となり、2つの協議会でご議論をいただいていたようです。聞きましたところ、時には大激論になったと。さまざまな考え方が内部にあるということで、かなり夜遅くまで議論されたこともあったと聞いております。

そこでは、いろんな意見がありまして、一つは、この取り組みによって、実際に企業・団体にとって何のメリットがあるのか。それから、公開空地などに喫煙所を設ける場合、その費用負担の問題、メンテナンスの問題、公道に置きたいといった場合、許可を得られるシステムがあるのか。また、果たしてこの取り組みがこの地域のまちづくりのイメージに合うのだろうかといったご意見もあったと聞いております。一方、費用対効果論ではなくて、地域として何らかのマナー向上の取り組みが必要ではないか、マナーの良いまちづくりの観点から前向きに取り組んでいこうといった意見もあったと聞いております。

この西梅田地域は、大企業や団体などがたくさんありまして一つ一つの企業、団体の中での合意形成も大変である。また、やはり地域での今までの活動実績とか、これからの方向性が前提にあって初めてスムーズにいくのかなということもおっしゃってられました。

議案書にも書いておりますように、大方針がない中で、この実験的取り組みのスケジュールのもとにやっていると。やはり足並みがそろわないし、地域全体という形にはならないだろうということで、ある一定の時間をかけさせてもらって、地域のまちづくりという観点からどうしていくのかをもう一遍きちんと話し合おうじゃないかという結論に達したとのことでした。

サンケイビルさんの担当の方は、つくづくこの問題については難しかったと。ただ、まちづくりとはどういったことなのかということから考えていくという意味で、良い機会になったとおっしゃっていただいております。結果として実験的取り組みには至らなかったのですが、私どもも非常に勉強になりまして、地域に行政としてどこまで入っていくのか、地域の方々が求めるのはどの部分なのかといったことも考えさせられまして、良い経験になったと考えております。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

ちょっと先を急ぐようで恐縮でございますが、本日、冒頭にご説明がありましたように、路上喫煙防止指導員の方にもおみえいただいておりますので、そちらからのご報告なども頂戴をしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

(路上喫煙防止指導員)

路上喫煙防止指導員の桂でございます。お手元の資料の6ページ、7ページ、路上喫煙防止指導員の巡回・指導の現場における感想について集約してございますので、こちらを説明させていただきます。

(「第10回路上喫煙対策委員会資料」説明)

このほかに、2点ほど申し上げます。関係のない第三者が、指導員と違反者の間に割って入り、違反者の肩を持って「払う必要はない」などと指導員の胸を押したり、執拗に過料徴収業務の妨害をする。指導員の腕をつかまえて放さない。手を上げて、今にも殴りかかろうとするような身の危険を感じるものなど、公務執行妨害事件になりかねない悪質なものもあります。しかし、できるだけソフトに冷静に説得をいたしております。

もう1点は、今後どのようなやり方が有効かということでございますが、私見であります。過料徴収、広報、啓発活動を軸として、全市職員が路上喫煙防止の共通認識を持ち、部署を超えて協力活動を実施する。また、さらなる市民協力の確保のために、市民参加型の組織、例えば市、市民、警察、消防などから成る「(仮称)路上喫煙防止連絡会議」の立ち上げなどによる活動への理解と協力の確保、意見の吸い上げなど、協力体制の拡大を図る必要があるかと思えます。そして、広報、啓発活動は、あらゆる媒体を通じて継続的に行う必要があると思えます。一例ですが、東京では、観光バスのガイドさんが「路上喫煙の防止地区ですから、たばこを吸わないように」と観光客に車内アナウンスしているようです。

指導員は、辛抱強く、毎日こつこつと職務を行っております。簡単ではございますが、感想等を集約して述べさせていただきました。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。大変厳しい現場の状況の中で、本当に黙々と任務を遂行していただいていることに対しましては、委員会を代表しまして敬意を表したいと思います。どうもありがとうございます。今後とも、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今のご報告で、事務当局から何かご意見ございませんか。今のいろんな問題点について、どう咀嚼していくか。今日のところは、特にございませんか。

それでは、これからのいろんな施策に十分生かしていただいて、現場の指導員の人たちが仕事がしやすいようにしていただく必要があろうかと思ひます。

先ほど秋元さんのご報告の時にちょっとお尋ねしようと思ひて失念しておりましたが、この西梅田再開発地域については、結論としては、20年度に合わせて前向きにいろいろ議論していきましようということなんですね。

(事務局)

はい。

(鬼追委員長)

委員の皆様方から、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(森田委員)

指導員の方が喫煙者に対するお金の徴収等々でご苦勞なさっているということは、本当に身にしみる思いがするわけでございますが、この委員会を立ち上げた当初から、指導員の方々が過料徴収に苦慮されるのではなからうかと思ひておりました。

こんな言い方は悪いかもしれませんが、大体、大阪の人間はマナーが悪い人が多すぎますので、おそらくトラブルが起こるのではなからうかと思ひておりました。しかし、これは過料徴収をするということではなくて、大阪市民全体が、路上で喫煙してはいけないんだという認識を持っていかなければいけないと思ひるわけでございますので、大阪市から出してあります毎月1日の機関紙、そして各区で出してあります15日の機関紙に、路上で喫煙してはいけないんだと市民全体が認識を持つような運動を、今後いろんな面からしていかなければいけないと思ひるわけでございます。

私も、大阪市全域の地域振興会の役職を担当しておりますので、今後、各区の会長を通じて各連

合に、この防止のPRを何らかの形でやっていきたいなど。そして、行政が機関紙を出す時には、必ずどこかに路上喫煙のことを書いていただきたいと思うわけでございます。そういうことで、大阪市全体、全路上が喫煙されないようなまちにしていきたいなと思っておりますので、皆さんの協力が今後必要ではなかろうかと思えます。行政のほうにも、ひとつよろしくご指導願いたいと思えます。

(松本委員長代理)

今の森田委員のご意見に私も賛成でございます。この路上喫煙禁止地区を設ける時に、指導員の方がご苦労されるだろうということはほぼ予想できていたことでありまして、その意味で、実際に非常にご苦労されていると聞いた時に、我々として、もっとほかにご苦労されなくても済むような方法が考えられなかったのかと、忸怩たる思いもいたしました。しかし、指導員の方々にご苦労していただいたおかげで、それなりの成果が上がっているということで、非常にありがたいことだと思っております。

今、ご報告いただきましたように、今後も積極的な広報、啓発活動は継続されるべきだろうと思えます。市民全体に路上喫煙禁止地区が御堂筋に設けられているんだということを、今後も積極的に広報すべきだろうと思えます。

それと並びまして、指導員の士気向上が必要なのではないかと思います。士気向上のために、努力が報われるような仕組みを設ける必要があるのではないかと思います。先ほど桂さんからもご提案いただきましたけれども、全市的な協力体制の整備を今後考える必要があると思えます。どういう具体的な形をとるべきかについては、これから議論する必要があるかと思えますが、全市的な協力体制は必要だろうと思えます。

それから、これは私の想像であります。市民による精神的な支援も非常に大きいのではないかと思います。つまり、指導員に対して市民が「ありがとう」といった言葉をかけることがあれば、指導員の方も非常にやり甲斐を感じてくださるのではないかと思います。ですので、大阪市としても、市民に精神的な支援をしてほしいといった呼びかけをされたらどうかと思えます。市民全体の意識が向上すれば、喫煙マナーは自ずと向上していくわけで、そうすればだれもが苦勞せずに、いいまちになっていくのではないかと考える次第です。

(西田委員)

啓発という面については非常に重要だと思うんですが、例えば大人に対して子どもさんが「こういうのは悪いんじゃないですか」ということを言えば、大変効果があるのではないかと思うわけです。喫煙だけではないと思いますけれども、大阪のまちをよくしましょう、マナーをよくしましょうということを教育現場でもぜひ生徒の皆さん方に教えていただく取り組みができれば、お子さんはいずれ大人になっていきますので、継続的な活動につながりますし、喫煙等マナーの向上を含めた輪が非常に広がっていくのではないかと思います。そういったことが現実的に可能かどうか、私はわかりませんが、教育現場での啓発といったものも検討いただければと思います。

(鬼追委員長)

どちらにしても、現場での仕事を安全に、かつスムーズにできるようなことについては、委員会も考えなければいかんと思いますが、事務当局でも、今日のご報告をベースにしながら、どういったことが考えられるのかを一遍ご検討いただければと思います。

かなり時間が押してきておりますので、次に進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、資料のご説明を簡潔にお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第10回路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

要するに、定点調査の結果では、昨年後半からかなり効果が顕著であると言えるのでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、そうです。

(鬼追委員長)

ただし、一定の限界点みたいなものがあって、そこから先はなかなか改善が難しいというところ

も同時にあるということになりましょうか。そういうことでございますので、何か委員の皆様方から、さらに効果的な対策その他をお考えいただければ、大変ありがたいと思います。今のご説明を含めまして、これまで出ました心齋橋筋商店街さんに関してでも結構でございますし、西梅田再開発地域の状況等についてでも結構でございますが、ご質問あるいはご意見ございましたら、承りたいと思います。

(西岡委員)

先ほど西田委員からありましたが、私はPTAのほうをさせていただいております。こういうことは、子どもたちの保護者にもかなり問題があると思います。各学校は、子どもたちへの配付物がありますので、その中で路上喫煙禁止地区設定がされている地域はここだということを配付物として一緒に配るような形はとれないかということ、また学校の周辺等にそういう地域設定ができるのかということも含めて、教育委員会とまた話をしたいと思っております。

また、先ほど指導員の方からありましたが、東京ではバスのアナウンスがあるということですが、御堂筋ですので、地下鉄の御堂筋線等もあると思いますし、路線バスの関係なんかもあると思いますので、このあたりも交通局にお願いといいますか。今でも地下鉄でアナウンスが流れているのですけれども、特に御堂筋というのが皆さんの耳の中に残るように、駅を下りたら「ここは御堂筋のあたりだ」というのが残るような形で、重点禁止地区になっていますよというアナウンスも入れていただくように考えていったらどうかと思っております。

もう一つ、心齋橋筋商店街の皆さんですけれども、大変な取り組み、ありがとうございます。今のところ、まだ始まったばかりで、どういった結果になっているかというのはまだまだ出ていないと思いますが、あのあたり、いろんな商店街がありまして、ほかの商店街の方たちの見本となるような活動を今後とも進めていっていただきまして、商店街だけではなく、地域からマナーの向上を訴えていただけるような活動をよろしくお願いしたいと思います。

(坂口委員)

先ほどお話がございましたが、罰則者に過料を課するのが目的ではないと思います。あくまでもマナー向上ということでございまして、先ほど巡回員さんのお話で禁止地区を拡大してはどうかということもございましたが、大阪市のまち美化パートナー制度がございまして、そういう会から名乗りを上げていただいて、心齋橋筋商店街のようにやっていただく。その地域が重点エリアという形で進んでいただければありがたいと思っております。

(鬼追委員長)

先ほど西岡委員から出ておりました交通局への打診というのは、軽率にはできないと思いますけれども、何かそういうことは。

(事業部業務企画担当課長)

先ほど事例で出していただきましたけれども、過料徴収の前後には御堂筋線及び御堂筋に入ってくる路線でアナウンスを入れてもらっておりました。実際には期間が短くて、入れることが非常に多い。例えば選挙の時には選挙を入れるとか、いろいろとその時その時のニーズがたくさんございまして、駅の区間が短いものですから次の駅に着いてしまうということがあって、あまり一遍にたくさんということはありませんけれども、大阪市交通局はこの事業に非常に協力的でございますので、今後ともまたいろいろとご相談、お願いをしていこうと思っております。

(鬼追委員長)

いろんな実態調査で明らかになっていると思いますが、繰り返しの効果というのはやっぱり絶大だと思いますので、繰り返し繰り返し、これでもかこれでもかという形でやりますと、かなり徹底していくのではないかと、私は素人ですけれどもそう思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

では、今日はこのへんで閉会させていただいて、よろしゅうございませうか。

では、今日はこの程度で閉会させていただきたいと思ひます。今日は、ご説明、ご報告が多かつたように思ひますが、今後も心齋橋筋商店街さんと市のコラボレーションがうまく働かまして、お考えになつてゐるような実が上がりますことをお祈り申し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長はじめ、また心齋橋筋商店街の理事長並びに事務局長さん、ありがとうございます。皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございます。引き続き、次回もよろしくお願ひいたします。